

## 環境対策に係る模範的取組表彰実施要領

標記実施要領を以下のとおり定める。

### 1. 趣旨

公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭をいう。以下同じ。）防止について模範的取組を実施している者を表彰し、その取組を広く紹介することにより、我が国の産業活動における公害防止に資する。

### 2. 表彰者

環境大臣

### 3. 表彰の対象

次の各号の一つに該当して、公害防止に顕著な功績がある公害防止管理者、事業者（事業所、社内部門単位等も対象とする。）等の個人又は団体のうち、模範的取組を実施していると認められる者

- (1) 先進的な取組や対策技術の開発を行った者
- (2) 創意工夫により効果的な手法等の開発・取組を行った者
- (3) 地域における事業者、地域住民、地方自治体の三者の連携（地域パートナーシップ）により効果的な取組を行った者

### 4. 表彰の対象から除外する者

叙勲受賞者及び同一の功績による褒賞受賞者又は環境大臣表彰受賞者は、表彰の対象としない。

### 5. 表彰の時期及び方法

表彰は、表彰状を授与して行う。

表彰状の授与は、原則として、毎年12月中に行う。

### 6. 表彰の手続

- (1) 被表彰者は、別に定める「被表彰者推薦基準」に基づき、以下の者から推薦があった者のうち、特に優れた者について、環境省水・大気環境局内に設ける「環境対策に係る模範的取組表彰選考委員会」（以下「表彰選考委員会」という。）の審査を経て、環境大臣が決定する。
  - ①都道府県知事、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長、同法第252条の22第1項の中核市の長、同法第252条の26の3第1項の特例市の長又は表彰選考委員会委員長の定める市の長による推薦
  - ②地方環境事務所長による推薦
  - ③全国規模の事業者団体又はその連合体の長による推薦
  - ④一般による推薦
- (2) (1) ④の一般による推薦があった場合、被推薦者が候補者として適当であるか否かについて関係自治体に確認を求め、適当と認められる場合、当該自治体の名において上記(1) ①の推薦を求める。
- (3) 表彰選考委員会の委員は、水・大気環境局の次に掲げる者とする。

局長（委員長）	大臣官房審議官（水環境担当）
大臣官房審議官（大気環境担当）	水環境課長
総務課長	同課閉鎖性海域対策室長
同課ダイオキシン対策室長	同課海洋環境室長
同課環境管理技術室長	土壌環境課長
大気環境課長	同課農薬環境管理室長
同課大気生活環境室長	同課地下水・地盤環境室長
自動車環境対策課長	

## 環境対策に係る模範的取組表彰被表彰者推薦基準

環境対策に係る模範的取組表彰実施要領に基づき、標記基準を以下のとおり定める。

1. 表彰の対象は、「環境対策に係る模範的取組表彰実施要領」（以下、「要領」という。）「3. 表彰の対象」に掲げる者であって、その取組等が原則として、次に掲げるものであるものとする。
  - (1) 先進的な取組や対策技術の開発を行った者
    - ①先進的な取組については、当該者により一定期間継続的に行われており、その効果を示す資料が提出されたものであること。
    - ②先進的な対策技術の開発については、当該技術が既に市場に投入されており、その効果を示す資料が提出されたものであること。
  - (2) 創意工夫により、効果的な手法等の開発・取組を行った者  
当該開発・取組が当該者により一定期間継続的に行われており、その効果を示す資料が提出されたものであること。
  - (3) 当該地域における事業者、地域住民、地方自治体の三者の連携（地域パートナーシップ）により効果的な取組を行った者
    - ①当該者を含む地域の三者（事業者、地域住民、地方自治体）の連携によって当該取組が一定期間継続的に行われていること。
    - ②当該取組の効果を示す資料が提出されたものであること。
  - (4) 上記（1）～（3）共通事項
    - ①当該取組等が我が国の産業活動に取り入れられていくものであること。（（1）、（2）該当）
    - ②被表彰者において（（3）においては被表彰者を含む地域の三者の連携によって）、将来にわたって実施されること又はさらに発展し取り組まれることが見込まれるもの。
2. 推薦数については、以下のとおりとする。
  - (1) 都道府県知事、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長、同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長、同法第 252 条の 26 の 3 第 1 項の特例市の長、表彰選考委員会委員長の定める市の長、地方環境事務所長及び全国規模の事業者団体又はその連合体の長の推薦にあつては原則として、2 以内の個人又は団体とする。
  - (2) 一般による推薦にあつては、1 の個人又は団体とする。被推薦者である 1 の個人又は団体につき、推薦者（個人又は団体）5 以上をもって行うものとし、推薦者が個人の場合は被推薦者の 2 親等以内ではない満 20 歳以上の者とする。
3. この規定に定めるもののほか、被表彰者の推薦及び選考に必要な事項は、環境対策に係る模範的取組表彰選考委員会の委員長が決定する。